

学則の変更について

八洲学園大学

1. 変更の事由

- ・学則第7条は、学校教育法第92条に基づき変更する。
- ・学則第26条は、大学通信教育設置基準第3条に基づき変更する。
- ・学則第21条、24条、29条、34条、38条、41条、42条、43条、44条、45条及び別表第1は、自己点検・評価の過程において変更する。

2. 変更の時期

平成30年4月1日

3. 学則及び変更部分の新旧の比較対照表

新	旧
<p>(教職員)</p> <p>第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、<u>教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教及び助手を置かないことができる。</u></p> <p>2 本学には、前項のほか、副学長、学部長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。</p> <p>6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。</p> <p>9 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>10 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。</p> <p>(入学許可)</p> <p>第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>2 入学を許可された正科生には学生証を(削除)交付する。</p>	<p>(教職員)</p> <p>第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、<u>添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員</u>を置く。</p> <p>(入学許可)</p> <p>第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>2 入学を許可された正科生には学生証を、<u>科目等履修生及び特修生</u>には登録証を交付する。</p>

3 前項の学生証は(削除)、本学が求めたときは直ちに提示しなければならない。

(授業科目)

第24条 本学の授業科目は、基礎科目、専門科目(削除)に区分する。

2 開設する授業科目の名称及び単位数は、本学履修規程の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一 印刷教材等による授業(以下、「テキスト授業」という。)については、45時間の学習の学習を必要とする印刷教材等の学習をもって1単位とする。

二 面接授業、メディアを利用して行う授業及びこれらを併用しておこなう授業(以下、「スクーリング授業」という。)については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間のスクーリング授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第29条 次の各号のとおり、単位を授与する。

3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当学期の授業料、その他の費用等が納入済みであることを要する。

(休学)

第34条 正科生、科目等履修生及び特修生は、学期を単位として、保証人連署の届出により、休学することができる。

2 休学期間は、正科生は通算して4年間、科目等履修生及び特修生は通算して1年間を超えることができない。ただし、本人からの申し出により、大学が認めたときは休学期間の延長を認めることができる。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

一 授業料、その他の費用等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(削除) 履修規程へ

3 前項の学生証又は登録証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(授業科目)

第24条 本学の授業科目は、基礎科目、専門科目及び資格科目に区分する。

2 開設する授業科目の名称及び単位数は、本学履修規程の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一 通信による授業(以下、「テキスト授業」という。)については、45時間の学習の学習を必要とするテキストの学習をもって1単位とする。

二 面接授業(メディアを利用して行う授業を含む。以下、「スクーリング授業」という。)については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間の面接授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第29条 単位の授与は、授業の方法別に次により実施する。

3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当期の授業料が納入済みであることを要する。

(休学)

第34条 正科生、科目等履修生及び特修生は、学期を単位として、保証人連署の届出により、休学することができる。

2 休学期間は、正科生の場合通算して4年間、科目等履修生及び特修生の場合通算して1年間を超えることができない。ただし、本人からの申し出により、大学が認めたときは休学期間の延長を認めることができる。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経て除籍する。

一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(資格)

第41条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

一 家庭教育アドバイザー

二 社会教育主事

三 司書

四 司書教諭

五 学芸員

<p>(表彰) 第41条</p> <p>(懲戒) 第42条</p> <p>(入学金、授業料、その他の費用等) 第43条</p> <p>(証明書等手数料) 第44条</p> <p>(公開講座) 第45条</p> <p>別表第1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。 3 授業料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、履修登録承認時に徴収する。 各科目の授業料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は履修規程に定める。 4 追試験料、再試験料は、それらの試験を行う際に徴収する。 5 学籍管理料は、履修登録承認時又は履修登録終了時に徴収する。なお、休学期間中はこれを徴収しない。 	<p>六 地域スポーツインストラクター基礎資格 七 社会福祉主事</p> <p>(表彰) 第42条</p> <p>(懲戒) 第43条</p> <p>(入学金、授業料その他の費用等) 第44条</p> <p>(証明書等手数料) 第45条</p> <p>(公開講座) 第46条</p> <p>別表第1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。 3 授業料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、履修登録承認時に徴収する。 各科目の授業料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は履修規程に定める。 4 追試験料、再試験料は、それらの試験を行う際に徴収する。 5 学籍管理料は、履修登録承認時又は履修登録終了時に徴収する。
--	---

以上